

## 地中電線と弱電流電線、管などの接近又は交さ

地中電線路と地中弱電流電線、管との接近又は交さについて、地中電線が故障し、アーク放電により地中弱電流電線に影響を与えることがないように、最低離隔距離を **表2-5-1** のように定めています。

地中電線相互の接近又は交さにおいて、地中線の事故によるアーク放電によって他の地中電線に損傷を与えないように、最低離隔距離を **表2-5-2** のように定めています。

また、次のいずれかによってもよいとしています。

- ・ 地中電線相互の間に堅ろうな耐火性の隔壁を設けること。
- ・ **いずれか**の地中電線が、次のいずれかに該当するものである場合は、地中電線相互の離隔距離が、0m 以上であること。
  - ① 不燃性の被覆を有すること。
  - ② 堅ろうな不燃性の管に収められていること。
- ・ **それぞれ**の地中電線が、次のいずれかに該当するものである場合は、地中電線相互の離隔距離が、0m 以上であること。
  - ① 自消性のある難燃性の被覆を有すること。
  - ② 堅ろうな自消性のある難燃性の管に収められていること。

**表2-5-1** 地中電線と他の埋設物との接近

埋設物の種類	電圧種別		地中電線路	
	低圧	高圧	特別高圧	
弱電流電線	0.3m	0.3m	0.6m	
可燃性又は有毒性の液体を内包する管	—	—	1m	
上記以外の管	—	—	0.3m	

**表2-5-2** 地中電線と他の地中電線との接近

地中電線路の種類	電圧種別		地中電線路	
	低圧	高圧	特別高圧	
接近する地中電線路の種類	低圧	—	0.15m	0.3m
	高圧	0.15m	—	0.3m
	特別高圧	0.3m	0.3m	

## 地中電線の被覆金属体の接地

管、暗きよその他の地中電線路を収める防護装置の金属製部分、金属製の電線接続箱及び地中電線の被覆に使用する金属体には、**D種接地工事**を施します。ただし、これらのものに防食措置を施した部分については、この限りでないとして定めています。

### POINT

- ▶ 地中箱は、重量物の**圧力に耐える**、通風装置やガスを放散する装置を設ける
- ▶ ふたは、**取扱者**以外はあけることができないように施設する
- ▶ 地中電線路と接近又は交さ
  - 地中電線路（低圧・高圧）と弱電流電線は、**0.3m** 以上離す
- ▶ 地中電線（低圧・高圧）相互の接近又は交さは、**0.15m** 以上離す
- ▶ 地中電線の被覆金属体は、**D種接地工事**を施す